

参加者の有無を確認する公募手続に係る
参加意思確認書の提出を求める公告

令和8年3月10日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

発達障害者支援法（平成16年法律第167号。以下「法」という。）及び岡山県発達障害者支援センター運営事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく岡山県発達障害者支援センター運営事業及び関連する事業（以下「岡山県発達障害者支援センター運営等事業」という。）を業務委託により実施するものである。

令和8年度事業の実施については、法第14条第1項の規定による、発達障害者支援センターに係る業務を実施する者として岡山県知事が指定している社会福祉法人旭川荘（以下「旭川荘」という。）を相手方として契約を締結する予定としているが、旭川荘以外の者で、下記の応募要件を満たし、本事業の受託を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を行うものである。

なお、応募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいた場合は、旭川荘と当該応募者に対してプロポーザル方式による企画競争による企画提案書の提出を求める。

2 事業の名称

令和8年度岡山県発達障害者支援センター運営等事業

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 事業の内容

- (1) 岡山県発達障害者支援センター運営事業
- (2) 地域の早期支援体制整備事業
- (3) ペアレントメンター養成・派遣事業

- (4) 地域に根差した家族支援体制推進事業
- (5) 青年期支援体制整備事業
- (6) 発達障害のある人の職場研修事業
- (7) 成人期支援体制整備事業
- (8) 市町村支援体制整備促進事業

5 応募要件

- (1) 岡山県内に主たる事務所と活動基盤をもつ、発達障害のある人の福祉の増進を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は地方独立行政法人であること
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと
- (3) 要綱に記載する事項を満たすこと
- (4) 事業実施に必要な職員を確保できること
- (5) 過去 3 年間に 3 回以上、発達障害のある人に対する事業等について、県又は県の外郭団体との契約実績があること
- (6) 過去 2 年間に県又は県の外郭団体との契約がある場合、全て誠実に履行していること

6 手続等

- (1) 担 当 課 岡山市北区内山下 2 - 4 - 6
 岡山県子ども・福祉部
 障害福祉課 福祉推進班
 電話番号 086-226-7362（直通）
- (2) 企画提案説明書の交付
 - ア 交付期間 令和 8 年 3 月 10 日(火) 9時から
 令和 8 年 3 月 16 日(月) 16時まで
 - イ 交付方法 岡山県障害福祉課のホームページ
 <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/>
 からダウンロードすること
- (3) 参加意思確認書（別紙 1）の提出
 - ア 提出期間 令和 8 年 3 月 10 日(火)から令和 8 年 3 月 16 日(月)までの
 土曜日、日曜日を除く、9時から17時まで
 - イ 提出先 上記（1）担当課に同じ
- (4) 企画提案書（別紙 2）の提出
 - ア 提出期間 令和 8 年 3 月 18 日(水)から令和 8 年 3 月 24 日(火)までの
 土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から17時まで
 - イ 提出先 上記（1）担当課に同じ

(5) 企画提案書作成等に関する質問

- ア 受付期間 令和8年3月10日(火)から令和8年3月16日(月)までの土曜日、日曜日を除く、9時から17時まで
- イ 提出先 上記(1)担当課に同じ
- ウ 提出方法 仕様書に対する質問・回答書(別紙3)により、FAXで送信すること。また、FAX送信後、電話によりその受け取りの確認をすること
- エ 回答方法 質問を受けた日から起算して3日以内(土曜日、日曜日を除く)の17時までにFAXで回答する。

7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
上記6(1)担当課に同じ
- (3) 詳細は企画提案説明書のとおり
- (4) 本事業は、令和8年度岡山県一般会計予算案が岡山県議会において議決されることを条件に実施するものである。